

0歳からNISA口座が開設できるようになります！

2027年1月から、NISA(少額投資非課税制度)の「つみたて投資枠」の年齢要件が撤廃され、0歳から17歳までの未成年者もNISA口座の開設が可能になります。

0歳から17歳までの未成年者が利用できるNISAは、年間投資枠が60万円となるなど、成人後のNISAと異なる点が多くあります。未成年者がNISAをご利用になる際には、以下の点にご注意いただきますようお願い申し上げます。

未成年者が利用できるNISAとは



2027年1月より未成年者が利用できるNISAは、NISAの利用を通じた金融リテラシーの向上とともに、次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えるために利用されることが期待されています。

そのため、**利用できるのは「つみたて投資枠」に限られ、0歳から17歳までの間は、年間投資上限額(年間投資枠)は60万円、非課税保有限度額は600万円**です。

また、0歳から17歳までの間は原則としてNISA口座からの資金等の払出しが制限されますが、12歳以降は、その資金等の使途が口座開設者本人のためのものであるなど一定の要件の下で払出しが可能となります。

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠 (年間で購入可能な金額)	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額 (NISA口座で保有する残高の総枠(買付額ベース))	600万円	1,800万円 自動的に移行	
金融機関変更	不可	可	
対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
投資方法・運用管理	・定時・定額の積立投資 ・一定の要件※の下、12歳以降は払出し可	・定時・定額の積立投資	制限なし

※資金の使途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等(口座管理者)が申出書を金融機関に提出する。



ポイント

- ① 未成年者がNISAで利用できるのは、長期の積立・分散投資に適した「つみたて投資枠」のみです。「成長投資枠」はご利用になれません。
- ② 未成年者の年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円です。また、金融機関変更はできません。
- ③ 口座開設者が0歳から17歳までの間は、原則としてNISA口座で保有する資産を払い出すことはできません。ただし、12歳以降は一定の要件下で払出しが可能です。



未成年者がNISAをご利用するにあたって

知っておきたいこと Q&A



Q1

未成年者のNISAで、
上場企業の株式を購入する
ことはできますか？

A 上場企業の株式は購入できません。

未成年者のNISAは「つみたて投資枠」のみが対象であり、「成長投資枠」は設けられません。そのため、購入できる商品は、長期の積立・分散投資に適した「一定の投資信託」のみに限られます。

Q2



こどものために、親や祖父母の口座にある資金を用いて、こどものNISAで買付けすることはできますか？

A 親や祖父母の資金を用いて買い付けることはできません。

買付けに使用できる資金は、こども(口座開設者)本人に帰属する資金に限られます。

そのため、こども名義の銀行口座や証券口座にある資金を使ってNISAの買付けを行う必要があります。

Q3



未成年者がNISA口座で保有する有価証券は売却できますか？

A お好きなタイミングで売却が可能です。

ただし、売却代金は専用の口座で管理する必要があり、自由に引き出すことはできません。(Q4参照)

Q4

未成年者がNISA口座で保有する有価証券や資金はいつでも引き出すことはできますか？



A 原則として、18歳以降(その年3月31日において18歳である1月1日以降(一般的に高校3年生の1月以降))になるまでは、引出しや他の口座への振替が制限されます。

ただし、以下の場合に限り、例外的に非課税で払出しが可能です。

・災害や病気などのやむを得ない場合

(NISA口座は廃止となり、口座内のすべての資産を払い出す必要があります。)

・12歳以降(小学6年生の1月以降)に、本人の教育費や生活費に充てる場合

(本人の同意や資金の用途等を確認するため、所定の書類の提出が必要です。)

上記例外以外の理由により未成年者がNISA口座から払出しを行う場合は、これまで非課税で受け取った利益や含み益に対して課税されるとともに、NISA口座は廃止されます。

Q5

開設先の証券会社を変更することはできますか？



A

金融機関変更はできません。

ただし、口座を廃止して別の金融機関に口座開設することは可能です。なお、口座廃止する場合にはこれまで受け取った利益や含み益に課税されますのでご注意ください。

Q6



こどもが18歳になったらNISA口座はどうなりますか？

A

その年1月1日において18歳の年から、自動的に18歳以上のNISA制度へ移行します。

移行後は、年間投資枠、非課税保有限度額及び金融機関変更等の取扱いが変わるほか、「成長投資枠」も利用可能となります。

なお、同じ学年でも生まれた日によって18歳以降のNISAへの移行時期が異なります。(下図参照)



18歳以上のNISAへの移行時期

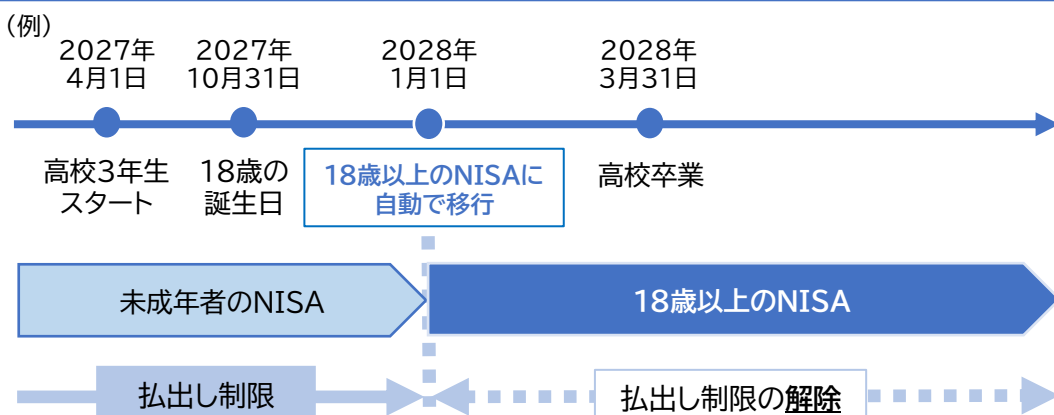


1 4月2日～1月2日 生まれの方※

例 10月31日生まれ



高校3年生の
1月2日までに
18歳になる



※法令上、年齢は誕生日の前日に加算されるため、1月2日生まれの方も含まれます。

2 1月3日～4月1日 生まれの方

例 1月31日生まれ



高校3年生の
1月2日までに
18歳にならない

